

【実践演習】例題 廃棄物処理委託契約書

第2条（委託内容）

1 （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：大阪府

許可の有効期限：添付許可書のとおり

事業区分：添付許可書のとおり

産業廃棄物の種類：添付許可書のとおり

許可の条件：添付許可書のとおり

許可番号：27200100002

2（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類：	<u>塩化ビニール</u>	<u>廃油</u>
数量：	<u>10t/年</u>	<u>4t/年</u>
単価（税抜）：	<u>30000円/t</u>	<u>見積の通り</u>

3（輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

（注：契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること）

①輸入廃棄物：無

②輸入廃棄物：有 _____

4（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：株式会社B ウェイスト

所在地：東京都渋谷区上原△-×

処分の方法：廃プラスチック類：破碎・焼却、廃油：焼却

施設の処理能力：破碎施設(10t/日)、焼却施設（100t/日）

おしえて！アマタさん 廃棄物処理委託契約書作成時の注意点とは？

【実践演習】例題 廃棄物処理委託契約書

5 (最終処分場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
1	Cセメント株式会社	大阪府大阪市大正区○ ○○	焼成	—
2	D埋立センター	大阪府大阪市此花区△ △△	埋立	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—